

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律要綱

第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

一 選挙等の執行状況を踏まえた規定の新設等

1 閉鎖時刻の繰上げ等を行った投票所に係る減算規定を設けること。（第四条第三項及び第七項関係）

2 投票所及び開票所の事務を行うための設備の整備等に係る加算規定を設けること。（第四条第十六項及び第十七項、第四条の二第五項並びに第五条第十七項及び第十八項関係）

二 投票所経費等の基準額の改定

最近における物価の変動及び公務員給与の改定等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定すること。（第四条から第九条まで、第十三条から第十五条まで及び第十七条関係）

三 公職選挙法の一部改正に伴う規定の整備

第二の三に伴い、事務費の基準額を改定すること。（第十三条関係）

第二 公職選挙法の一部改正

一 投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者及び投票立会人を、選挙権を有する者の中から選任するものとする。こと。（第三十七条第二項及び第六項並びに第三十八条第一項及び第二項関係）

二 開票立会人の選任に係る規定の整備

1 公職の候補者等は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から開票立会人を届け出ることができるものとする。こと。

（第六十二条第一項関係）

2 都道府県の選挙管理委員会が公職選挙法第十八条第二項の規定により市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から三人以上十人以下の開票立会人を選任し、直

ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならないものとする。 (第六十二条第八項 関係)

三 選挙公報の掲載文の電磁的記録による提出

選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することを可能とすること。 (第百六十八条第一項から第三項まで関係)

第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第一の三及び第二については平成三十一年六月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 第一の一及び第一の二による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律 (以下「新基準法」という。)の規定 (新基準法第十三条の三の規定を除く。)は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用するものとする。 (附則第二条第一項関係)

三 新基準法第十三条の三の規定は、公職選挙法第三十条の三第一項に規定する申請の時の属する日が施

行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請について適用するものとする。 (附則第二条第二項関係)

四 第一の三による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定及び第二による改正後の公職選挙法の規定は、一のただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用するものとする。 (附則第二条第三項関係)

五 その他所要の規定の整備を行うこと。